

寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付 3,400円</p> <p>(12)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付 3,400円</p> <p>(12)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)の施行の日から施行する。</u></p>